

2 豊市健介第150-7号

令和3年2月26日

豊前市監査委員 初山 吉治 様

豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市長 後藤 元秀

(健康長寿推進課)

定期監査等の結果について(回答)

令和2年12月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約事務について

(1) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項に伴う確認資料のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

【措置内容】

契約保証金を免除する場合には、要件を確認し、財務規則第116条の該当条項を記載のうえ確認資料を添付します。また、損害を補償させる措置として契約金額の100分の10以上の金額を徴収する旨の違約金条項を追加した契約書の作成に努めま

す。

(2) 業務委託契約について

食の自立支援事業及び訪問型食の自立支援事業について、受託業者が利用料金を徴収するよう契約書において規定している。

公金については厳格な取扱いが求められており、私人の公金取扱いの制限（地方自治法第243条）及び収入の徴収又は収納の委託（地方自治法施行令第158条）に規定されている。利用者の利便性や収納率等も考慮し、利用料金の徴収方法を精査し必要な措置を講じられたい。

また、利用料金の額の適正化についても近隣市町の調査を行うなどし、検討されたい。

【措置内容】

食の自立支援事業及び訪問型食の自立支援事業の、受託業者による利用料金の徴収及び利用料金の額について、近隣市町の調査を実施し、利用者の利便性や収納率等を考慮したうえで、検討を行い、契約を行うように努めます。

(3) 事業報告について

訪問理髪サービス事業委託について、事業に係る報告書が適切に提出されていなかった。事業対象者がごく少数であることから、次回契約更新時に報告書提出時期について精査したうえで、受託業者と協議し、契約を締結されたい。

【措置内容】

次回の契約を行うにあたり、報告提出時期について精査し、受託業者と協議のうえで契約書の作成、締結を行います。